

## 超低粒子状物質排出車認定制度について(案)

### 1. 認定の対象とする自動車

本制度で認定の対象とする自動車は、車両総重量が3.5トンを超え軽油を燃料とする自動車であって、型式指定を受けたもの又は装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えたものとする(既に運行の用に供されている使用過程車は、対象外。)

なお、それらの自動車を製作又は輸入する者からの申請に基づいて認定を行う。

### 2. 認定基準

25万Kmの耐久走行を行った後、ディーゼル13モードで運行する場合に発生する粒子状物質(PM)の排出量が、平成15年規制約75%低減レベルの場合は0.05(g/kWh)、平成15年規制85%低減レベルの場合は0.027(g/kWh)以下であり、炭化水素(HC)及び窒素酸化物(NOx)の排出量が、平成15年規制に適合していること。次表に基準値を示す。

PM	平成15年規制約75%低減レベル	0.05 (g/kWh)
	平成15年規制85%低減レベル	0.027 (g/kWh)
CO		2.22 (g/kWh)
HC		0.87 (g/kWh)
NOx		3.38 (g/kWh)

### 3. 公表項目

国土交通大臣は、認定された自動車ごとに次に掲げる項目について公表するものとする。

- ・当該自動車の車名及び型式
- ・認定のレベル
- ・各物質の排出量
- ・当該自動車の製造者等の氏名又は名称

### 4. 公表方法

- ・冊子
- ・インターネット等

### 5. スケジュール

- ・平成14年7月を目処に実施要領を公布

### 6. その他

- ・認定を受けた自動車に対してステッカーを貼ること等を検討する

